

令和 7 年 6 月 3 0 日

○条例

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

[制定理由]

小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため制定する。

[内 容]

1 名称及び位置（第3条関係）

- (1) 名称 小田原市立たちばなこども園
- (2) 位置 小田原市小船174番地の1

2 入園の資格（第4条関係）

小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に入園することができる者は、小学校就学の始期に達するまでの子ども（以下「小学校就学前子ども」という。）のうち満3歳以上の者及び満3歳未満の保育を必要とする者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子どものための教育・保育給付を受ける資格及び次に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子ども
 - ア 満3歳以上の小学校就学前子ども（イに該当する者を除き、こども園に入園する年度の初日の前日において満3歳以上である者に限る。）
 - イ 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
 - ウ 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、イの事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (2) その他市長が特に入園の必要があると認める者

3 入園の制限（第5条関係）

市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができることとする。

- (1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) その他市長が入園を不相当と認めたとき。

4 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正（附則第3項関係）

こども園の設置に伴い、こども園の利用者から保育料を徴収するための所要の
規定の整備を行うこととする。（第6条及び第7条関係）

[適用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市立幼保連携型認定こども園条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 3 号

小田原市立幼保連携型認定こども園条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、小田原市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。）第 1 2 条の規定に基づき、認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として、小田原市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
小田原市立たちばなこども園	小田原市小船 1 7 4 番地の 1

(入園の資格)

第 4 条 こども園に入園することができる者は、認定こども園法第 2 条第 1 項に規定する子どものうち満 3 歳以上の者及び満 3 歳未満の保育を必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 0 条第 1 項の認定（以下この号において「認定」という。）を受けた保護者の当該認定に係る子ども（同法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けた保護者の当該認定に係る子どもである場合にあっては、こども園に入園する年度の初日の前日において満 3 歳以上である者に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に入園の必要があると認める者

(入園の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、こども園への入園を拒むことができる。

(1) 疾病その他の事情により、他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が入園を不相当と認めたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 こども園への入園のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正)

3 小田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例(平成27年小田原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「及び市立幼稚園」を「、市立幼稚園及び市立認定こども園」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(市立認定こども園の保育料)

第6条 市長は、小田原市立幼保連携型認定こども園条例(令和7年小田原市条例第23号)第3条に規定するこども園(以下「市立認定こども園」という。)の利用者から、第3条第1号の規定に基づき市長が決定した額の保育料を徴収する。

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員における子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充に準じて、妊娠、出産等についての申出をした本市職員に対する仕事と育児との両立に資する就業の条件等に係る意向確認等の制度を設けるため改正する。

[内 容]

1 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等（第16条の3関係）

(1) 任命権者は、自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実を申し出た職員（以下「申出職員」という。）に対する育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講ずるに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

ウ 自身又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実の申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

(2) 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

ア 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

イ 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

ウ 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家

庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- (3) 任命権者は、(1)ウ又は(2)ウにより意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないこととする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 7 年 10 月 1 日

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 4 号

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年小田原市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「第 1 6 条の 3 第 1 項」を「第 1 6 条の 4 第 1 項」に改める。

第 1 6 条の 4 を第 1 6 条の 5 とする。

第 1 6 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 6 条の 4 とし、第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。
（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 6 条の 3 任命権者は、小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 1 0 号）第 2 9 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 小田原市職員の育児休業等に関する条例第 2 9 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければなら

い。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を一層容易にするための部分休業制度の拡充が行われることに伴い、本市職員の部分休業に係る取扱いについてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 部分休業の承認内容の変更（第26条関係）

従来の1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認内容を次のように変更することとする。

改正後	改正前
30分を単位として承認する。	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として承認する。

2 新たな形態の部分休業の設定（第26条の2関係）

新たに1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）を定めることとし、その承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)又は(2)に定める時間数を承認することができることとする。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

3 部分休業の請求期間等に係る規定の整備（第26条の3及び第26条の4関係）

部分休業は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに請求することとするほか、第2号部分休業を請求することができる上限時間として条例で定める時間を次のように定めることとする。

区 分	時 間
非常勤職員以外の職員	77時間30分
非常勤職員	第2号部分休業を請求した非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

4 部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情（第26条の5関係）

部分休業の申出の内容を変更することができる条例で定める特別の事情は、当該申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の内容を変更しなければ当該申出をした職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とすることとする。

5 部分休業の承認の取消事由の変更（第28条関係）

部分休業の承認の取消事由を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
4の特別の事情により、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき。	(1) 部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。 (2) 部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和7年10月1日

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 5 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 2 6 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 6 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 2 6 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）

第 2 6 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日

から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生ずると任命権者が認める事情とする。

第27条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第28条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第28条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の小田原市職員の育児休業等に関する条例第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立の幼保連携型認定こども園としてたちばなこども園を設置することに伴い、前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止するため改正する。

[内 容]

- 1 前羽幼稚園及び下中幼稚園の廃止（別表第3関係）
前羽幼稚園及び下中幼稚園を廃止することとする。
- 2 小田原市立学校条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第2項及び第3項関係）
次の条例について、1に伴う所要の規定の整備を行うこととする。
 - (1) 小田原市学校給食共同調理場設置条例（第2条関係）
 - (2) 小田原市学校給食費等に関する条例（題名、旧第7条及び旧第8条関係）

[適 用]

令和 8 年 4 月 1 日

小田原市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 6 号

小田原市立学校条例の一部を改正する条例

小田原市立学校条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 小田原市立前羽幼稚園の項及び小田原市立下中幼稚園の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（小田原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正）
- 2 小田原市学校給食共同調理場設置条例（昭和 5 7 年小田原市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「（幼稚園を含む。）」を削る。
（小田原市学校給食費等に関する条例の一部改正）
- 3 小田原市学校給食費等に関する条例（令和 2 年小田原市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
小田原市学校給食費に関する条例
第 7 条を削る。
第 8 条第 1 項中「（前条の給食費を含む。）」を削り、同条第 3 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。
（小田原市学校給食費等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 令和 8 年 3 月分以前の月分の小田原市立下中幼稚園における給食に係る給食費の徴収等については、なお従前の例による。

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

[改正理由]

水道法施行令等が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格の要件に関する基準の緩和等が図られたことに伴い、本市が経営する水道事業におけるこれらの要件について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 布設工事監督者の資格要件の緩和等（第3条関係）

布設工事監督者の資格要件のうち、学歴等に応じて必要とする技術上の実務に従事した経験年数等を次のように変更することとする。

区 分		改 正 後	改 正 前
大学卒業	土木工学科等の課程	水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	水道に関する経験年数3年以上（衛生工学又は水道工学を修めた者にあつては、2年以上）
	機械工学科、電気工学科等の課程	水道等に関する経験年数4年以上（うち水道に関する経験年数は2年以上）	—
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は専門職	土木科等の課程	水道等に関する経験年数5年以上（うち水道に関する経験年数は2年6月以上）	水道に関する経験年数5年以上
大学前期課程修了	機械科、電気科等の課程	水道等に関する経験年数6年以上（うち水道に関する経験年数は3年以	—

		上)	
高等学校卒業又は中等教育学校卒業	土木科等の課程	水道等に関する経験年数7年以上（うち水道に関する経験年数は3年6月以上）	水道に関する経験年数7年以上
	機械科、電気科等の課程	水道等に関する経験年数8年以上（うち水道に関する経験年数は4年以上）	—
外国の学校で、上記の各課程に相当する課程を上記の各学校で修得する程度と同等以上に修得		上記の各経験年数以上の水道等に関する経験年数（うち水道に関する経験年数は2分の1以上）	上記の各経験年数以上の水道に関する経験年数
土木工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数2年以上（うち水道に関する経験年数は1年以上）	水道に関する経験年数1年以上
機械工学科、電気工学科等を修了して大学を卒業し、衛生工学又は水道工学を大学院研究科で1年以上専攻又は大学の専攻科で修了		水道等に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	水道に関する経験年数2年以上
工事に関する技術上の実務経験のみ		水道等の工事に関する経験年数10年以上（うち水道の工事に関する経験年数は5年以上）	水道の工事に関する経験年数10年以上
技術士法による技術士試		水道等に関する経験年数	水道に関する経験年数1

験の第2次試験のうち上下水道部門に合格	1年以上（うち水道に関する経験年数は6月以上）	年以上
1級土木施工管理技士	水道等に関する経験年数3年以上（うち水道に関する経験年数は1年6月以上）	—

2 水道技術管理者の資格要件の緩和等（第4条関係）

水道技術管理者の資格要件から布設工事監督者たる資格を有する者を削除するとともに、学歴等に応じて必要とする水道に関する技術上の実務に従事した経験年数の要件を次のように追加することとする。

区 分		経験年数
大学卒業	土木工学科等の課程	3年以上
短期大学卒業、高等専門学校卒業又は専門職大学前期課程修了		5年以上
高等学校卒業又は中等教育学校卒業		7年以上
技術士法による技術士試験の第2次試験のうち上下水道部門に合格		1年以上
1級土木施工管理技士		3年以上

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正（改正条例附則第3項関係）

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備するほか、1及び2に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

（附則第2項関係）

4 その他

規定を整備することとする。

[適用]

公布の日

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 7 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成 2 4 年小田原市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「第 6 号」を「第 8 号」に、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「土木工学科又はこれ」を「機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「第 6 号」を「第 8 号」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「以下」の次に「この号及び次条第 1 号において」を、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号並びに次条第 1 号、第 2 号及び第 4 号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 7 号中「若しくは第 2 号」を「から第 6 号まで」に改め、「及び学科目又は第 3 号若しくは第 4 号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「年数以上水道」を「最低経験年数以上水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の 2 分の 1 以上水

道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号卒業者にあっては1年以上、第2号卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。次号、第4号及び第5号において同じ。）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、

「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」及び「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第4号において同じ。）」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」を削り、「年数」を「最低経験年数」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

（小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年小田原市条例第8号）の一部を次の

ように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第10号及び第4条第7号」に改める。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

小田原市新病院建設基本計画による新病院の開院に伴い、小田原市立病院の名称を変更する等のため改正する。

[内 容]

1 病院の名称の変更（第2条関係）

病院の名称を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
小田原市立総合医療センター	小田原市立病院

2 診療科目の整備（第4条関係）

(1) 診療科目の変更

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。

改 正 後	改 正 前
耳 鼻 咽 喉 科 頭 頸 部 外 科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科

(2) 診療科目の追加

市立総合医療センターの診療科目に緩和ケア外科及び歯科口腔外科を加えることとする。

3 病床数の変更（第4条関係）

市立総合医療センターの病床数は、一般病床406床（現行は、一般病床417床）とすることとする。

4 小田原市立病院運営審議会の名称の変更（別表関係）

小田原市立病院運営審議会の名称を小田原市病院事業運営審議会に変更することとする。

5 小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整備（改正条例附則第2項～第4項関係）

次の条例について、1に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

(1) 小田原市職員の定年等に関する条例（附則第4項関係）

(2) 小田原市看護師等奨学金貸付条例（第1条、第2条、第9条及び第10条関係）

(3) 小田原市立病院新病院建設基金条例（題名及び第1条関係）

6 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 診療科目の変更

公布の日

2 上記以外

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 8 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「提供するため」を「提供し、及び国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 2 条第 1 項の事業を行うため、」に改め、同条第 2 項中「の施設」を「を行う病院」に改め、同項第 1 号中「小田原市立病院」を「小田原市立総合医療センター」に改める。

第 4 条第 2 項中「小田原市立病院（以下「病院」という。）」を「病院事業」に改め、同条第 3 項中「病院」を「小田原市立総合医療センター（次項において「センター」という。）」に改め、同項第 2 1 号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科

第 4 条第 3 項中第 2 7 号を第 2 8 号とし、第 2 2 号から第 2 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 1 号の次に次の 1 号を加える。

(22) 頭頸部^{けい}外科

第 4 条第 3 項に次の 2 号を加える。

(29) 緩和ケア外科

(30) 歯科^{くう}口腔外科

第 4 条第 4 項中「病院」を「センター」に、「4 1 7 床」を「4 0 6 床」に改める。

別表小田原市立病院運営審議会の項中「小田原市立病院運営審議会」を「小田原市病院事業運営審議会」に、「病院の」を「病院事業の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日

から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定及び第4条第3項の改正規定（「病院」を「小田原市立総合医療センター（次項において「センター」という。）」に改める部分及び同項に2号を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（小田原市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- 2 小田原市職員の定年等に関する条例（昭和58年小田原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「市立病院において」を「小田原市病院事業の」に改める。

（小田原市看護師等奨学金貸付条例の一部改正）

- 3 小田原市看護師等奨学金貸付条例（昭和41年小田原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「将来小田原市立病院に」を「小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）別表の病院事業管理者の事務部局の職員（以下「病院職員」という。）として将来」に改める。

第2条第1項第2号中「卒業した後、」の次に「病院職員の」を加え、「小田原市立病院に」を削る。

第9条第1号中「看護師等」を「病院職員の看護師等」に改め、「小田原市立病院に」を削る。

第10条第2号中「期間、」の次に「病院職員の」を加え、「小田原市立病院に」を削る。

（小田原市立病院新病院建設基金条例の一部改正）

- 4 小田原市立病院新病院建設基金条例（令和元年小田原市条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小田原市立総合医療センター建設基金条例

第1条中「小田原市立病院に」を「小田原市立総合医療センターに」に、「小田原市立病院新病院建設基金」を「小田原市立総合医療センター建設基金」に改める。

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

[廃止理由]

本市の全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例により規制される土砂等による土地の埋立て等が神奈川県による規制の対象とされたことに伴い、同条例による当該規制を廃止するため廃止する。

[廃止年月日]

公布の日

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 9 号

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例を廃止する条例

小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 2 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の許可を受けて行われている埋立て等又は旧条例第 1 2 条第 2 項の規定による命令を受けている埋立て等に係る規制については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる規制が適用される埋立て等に係る土地の区域（以下「規制区域」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）第 1 2 条第 1 項の許可（法第 1 5 条第 1 項又は第 2 項の規定により許可があった又は許可を受けたものとみなされる場合を含む。）又は法第 1 6 条第 1 項の許可を受けたときは、これらの許可を受けた日以後、規制区域のうちこれらの許可に係る土地の区域については、前項の規定は、適用しない。
- 4 規制区域の全部又は一部を含む土地の区域において法第 2 0 条第 2 項から第 4 項まで若しくは第 2 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令又は法第 2 0 条第 5 項（法第 2 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、規制区域のうち当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第 2 項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。